

平成14年1月15日

新見警察署庁舎建替整備事業の評価結果について

新見警察署庁舎建替整備事業について，大規模施設建設事業評価要綱に基づく大規模事業調整会議で，本事業の方針が決定されましたのでお知らせします。

事業の方針

別紙「総合評価書」のとおり

新見警察署庁舎建替整備事業に係る評価の経緯

平成13年11月19日 事業評価委員会の開催

12月17日 事業評価調書の公開，県民意見の聴取（1月10日まで）

県議会商工労働警察委員会への報告，質疑

平成14年1月11日 大規模事業調整会議の開催

担当課

警察本部警務部会計課 T E L (086)234-0110 内線2240

 F A X (086)234-2286

ホームページのアドレス <http://www.pref.okayama.jp/somu/zaisei/zaiseij-1.htm>

総 合 評 価 書

事業名：新見警察署庁舎建替整備事業

担当部局：警察本部警務部会計課

1 施設整備の必要性について

新見警察署は、県西北部の1市4町を管轄する治安維持活動の拠点であるが、築後39年を経過し、施設の老朽化が進んでいるのみではなく、災害発生時に災害対策本部等を設置し、防災活動の拠点となる施設の中では、県下唯一耐震強度「D」ランクと劣悪である。

また、建物が狭隘であるため、人権への配慮や各種相談機能の充実などの昨今の警察署に求められる機能が十分に確保できない状況にある。

このため、現庁舎の建替整備を早急に実施し、現状の課題の改善を図る必要があると認められる。

2 事業効果について

- ・ 来訪者のプライバシーに配慮した警察安全相談室や被害者相談室を確保することなどにより、各種困りごとやストーカー・DV（Domestic Violence）相談等の犯罪に至らないケースについても、地域住民の方が来訪しやすい環境が整備できる。
- ・ 駐車場の拡充やバリアフリーの建物とすることにより、来訪者の利便性が向上する。
- ・ 庁舎を建替整備することにより、警察活動の効率化が図られるとともに、犯罪や事故に対する抑止力が期待され、地域住民の安心の拠り所ともなる。

3 施設内容、利用見込みについて

施設内容については、署員数に応じた通常規模の警察署とするが、特に次の点に留意することが適当と認められる。

- ・ プライバシーに配慮した被害者相談室、警察安全相談室等の応接スペース（16.9㎡）を確保する。
- ・ 人権に配慮し、留置場内へ独立した女性・少年房の整備や、留置場とは別に保護施設を確保する。
- ・ 身体障害者用トイレや授乳室等「ハートビル法」及び「福祉のまちづくり条例」に沿った施設整備を行う。
- ・ 約45台規模の駐車場を整備する。

年間施設利用者数については、平成12年度で延13,484人程度であり、これについては大きな変動はないと見込んでいるが、相談スペースの拡充等により、困りごと相談等の件数は450件程度に増加（H12実績207件）を見込んでいる。

4 財政負担額について

建物建設費（計画額7.7億円）については、事業評価委員会の指摘を踏まえ、建築単価の見直しなどにより、現段階では1千数百万円程度の削減を図ることとするが、今後、設計・施工段階においても、更なる削減に努める。

5 事業手法・事業収支見込みについて

本事業は国庫補助金の対象であり、PFI方式を導入した場合、国庫補助事業の対象から除外されること、また、警察活動の特殊性から保秘・防衛対策等が求められるため、計画どおり、国庫補助事業として整備し、県警察において直接管理運営を行うこととする。

6 その他

県民の方々からは、特段、御意見の提出はなかった。

<総合評価>

事業評価委員会からの御意見や議会における御議論を踏まえて、総合的に検討した結果、下記の方針により施設整備を進めることとする。

- ・ 平成14年度に実施設計に着手し、平成15年度中の完成を目指す。
- ・ 建物建設費については、建築単価の見直しなどにより削減を図るとともに、現下の厳しい財政状況に鑑み、今後、設計・施工段階においても更なる節減に努める。
- ・ また、地域住民の方々及各种相談に来訪しやすいような環境整備を行う。